

福岡市政担当記者各位



福岡市立心身障がい福祉センターを 「高次脳機能障がい者支援センター」に指定します！

令和8年4月1日に施行された高次脳機能障害者支援法に基づき、福岡市立心身障がい福祉センターを、令和8年10月1日付けで「高次脳機能障がい者支援センター」に指定します。これにより、高次脳機能障がいのある方やその家族に対する相談支援、関係機関との連携及び普及啓発の拠点として、支援体制のさらなる充実を図ります。

市民のみなさまへの周知・啓発にご協力を賜りますようお願いいたします。

高次脳機能障がいとは

交通事故等による脳外傷、脳血管障がい(脳梗塞、脳出血)、脳腫瘍、一時的な心肺停止による低酸素脳症などを原因として脳の高度な機能にダメージを受け、日常生活や社会生活に困難が生じた状態。一見、健常者と見分けが付きにくく、行動面から周囲の理解が得られにくい。

高次脳機能障害者支援法とは

高次脳機能障がいへの理解促進と高次脳機能障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を地域で受けられるようにするための措置を講ずることを目的に制定。
(令和7年12月24日公布、令和8年4月1日施行)

福岡市立心身障がい福祉センターでは、これまでも相談支援や情報提供、関係機関との連携、普及啓発など、高次脳機能障がいへの支援を実施していましたが、法に基づく「高次脳機能障がい者支援センター」の指定により、今後より一層、高次脳機能障がいの相談支援・普及啓発などに努めてまいります。

【お問い合わせ先】

福祉局 障がい企画課 福留

電話:711-4248 (内線 2155)

FAX:711-4818

福岡市では、人生100年時代の到来を見据え、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる社会を目指す『福岡100』を進めております。

『福岡100』WEBサイト▶



福岡100
何歳でも
チャレンジできる
未来のまちへ